

土木工事等を埋蔵文化財包蔵地内で行う際の手続きについて

◇埋蔵文化財とは

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財のことで、一般に遺跡ないし遺構・遺物と呼ばれているものです。地域の歴史や文化を理解する上で欠くことのできない貴重な文化遺産で、国民共有の財産でもあります。

遺跡が本来もっている様々な情報は、一度掘削等により現状が改変されてしまうと、二度ともとの状態には戻らず、将来的にも引き出すことができません。そのため、文化財保護法により、文化財の保存に関して国や地方公共団体の役割を定めるとともに、国民や土地の所有者の方に対しても、文化財保護のために必要な対応を求めています。

◇埋蔵文化財にかかる手続き

埋蔵文化財の眠る（包蔵する）土地のことを、埋蔵文化財包蔵地といいます。

埋蔵文化財包蔵地内で、土木工事等土地の掘削を伴う事業を行う場合には、文化財保護法第93条に基づく届出が必要となります。事業を行おうとする方は、事業着手の60日前までに、必要な書類を市の窓口（郷土歴史課）に提出してください（郵送可）。

また、併せて確認調査依頼書・（土地所有者の）確認調査承諾書の提出をお願いします。

提出された届出に基づき、県教育委員会から、「発掘調査」、「工事立会」、「慎重工事」のいずれかの指示が出されることとなります。

「発掘調査」は、遺跡の記録保存のための調査を指示するもので、事業計画の調整、調査期間の確保、調査経費の負担のご協力をお願いいたします。

「工事立会」は、市職員立ち会いのもとでの工事（基礎掘削時）を指示するもので、日程のご連絡をお願いいたします。

「慎重工事」は、慎重に工事することを指示するもので、遺跡の発見時には郷土歴史課までご連絡をお願いいたします。

埋蔵文化財包蔵地の照会については、窓口のほか、電話やファックスでもお受けしています（ただし、包蔵地図や遺跡一覧の写しが必要な場合は窓口までお越しください）。埋蔵文化財包蔵地の範囲は随時変動しておりますので、事業計画のできるだけ早い段階で、必ずご確認・ご相談くださいますようお願いいたします。

なお、手続きの概要については、裏面の「開発事業等における埋蔵文化財に関する手続きフロー図」をご参照ください。

【提出書類】

- 1 文化財保護法第93条届出（正本・副本の2通）
- 2 確認調査依頼書・（土地所有者の）確認調査承諾書（1通）

【添付書類】 1・2ともに以下の書類の添付が必要（計3部）

- ① 案内図・現況重ね図等
- ② 造成がある場合：造成計画図（平面図・断面図）
- ③ 構造物を建てる場合：配置図、基礎伏図、断面図（矩計図等基礎の深さがわかる図面）
- ④ 地盤改良、切土・盛土、擁壁などがある場合：内容のわかる資料（杭伏図など）

【問い合わせ先】

藤沢市生涯学習部郷土歴史課

住所：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1（藤沢市役所本庁舎8階）

時間：8：30～17：15（土日・祝日、年末年始を除く）

電話：0466-27-0101（直通） FAX：0466-50-8432

メール：fj-kyoudo@city.fujisawa.lg.jp

土木工事等における埋蔵文化財に関する手続きフロー図

